## (PDF 版・6の1)『教会教義学 神の言葉Ⅱ/3 聖書』「二十一節 教会における 自由——— 言葉の自由」

(文責・豊田忠義)

## 「二十一節 教会における自由——一 言葉の自由」 (397-420 頁)

「二十一節 **教会における自由**」について、バルトは、次のような定式化を行っている。

「直接的な、絶対的な、内容的な自由を、教会の肢である成員は自分自身について主張するのではなく、ただ神の言葉としての聖書について主張する。しかしまた聖書の中での神の自由な言葉に対する服従こそが、主観的に次のこと――聖書の証言を受け入れたと告白するすべての個人が、その解釈と適用に対して自ら進んで責任を引き受けようとしており、引き受ける用意ができていること――によって規定されている。教会の中での自由は聖書の自由――それによって教会の中での自由が基礎づけられている聖書の自由――を通して間接的・相対的・形式的な自由として、限界づけられている」(397頁)。

## この定式は、次のように理解することができる。

「直接的な、絶対的な、内容的な<権威>」と同じように、「直接的な、絶対的な、 **内容的な<自由>」を、**啓示の主観的可能性として客観的に存在している、三位一体の 唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の出来事としてのそれ自身が聖霊の業であ る「啓示されてあること」――すなわち、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての 第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」 (換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性) の関係と構造(秩序性) における 第三の形態の神の言葉である「教会の肢である成員」は、「自分自身について主張する **のではなく、ただ**」その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」と しての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>「区別を包括した同一 性〕」において現存している「神の言葉としての聖書について主張する」。「しかしまた」、 その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・基準・法廷・審判者・支配者・標準・基準 とする他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における「聖 書の中での神の自由な言葉に対する服従こそ」が、主観的に次のこと――聖書の証言を 受け入れたと告白するすべての個人が、その解釈と適用に対して、自ら進んで」、終末 論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを 通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キ リストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神 の讃美」としての「隣人愛」(通俗的な意味でのそれではなく、純粋な教えとしてのキ リストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請のこと)と

いう連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行く「責任を引き受けようとしており、引き受ける用意ができていること――によって規定されている。したがって、「教会の中での自由」は、「聖書の〔「直接的な、絶対的な、内容的な」〕自由――それによって教会の中での自由が基礎づけられている聖書の自由――を通して間接的・相対的・形式的な自由として、限界づけられている」。したがって、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会(そのすべての成員)は、第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している「聖書の権威を剥奪し相対化してはならない」ように、「聖書の自由を剥奪し相対化してはならない」のである。

## 「一 言葉の自由」

啓示の主観的可能性として客観的に存在している、それ自身が聖霊の業である「啓示 されてあること」――すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を 起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言 葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕」において現存してい る聖書における「神の言葉を通して召され、基礎づけられた〔第三の形態の神の言葉で ある〕教会」は、「交ワリへと集められており、そのようなものとして聖ナルモノ…… という意味で」、「換言すれば彼らの真中で打ち立てられている福音と信仰の聖所を通 して支配され・規定されているという意味で」、すなわち彼らの真中で打ち立てられて いるところの、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証 明能力」の<総体的構造>の中での神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的 なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中での主観的 側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」が起こる聖所 を通して支配され・規定されているという意味で、「聖ナルモノノ交ワリである」。また、 「その意味で聖ナルモノノ交ワリであるが故にこそ」、「そこで人間がこの聖所にあず かるようになり、それであるから彼ら自身、この交ワリの中で起こっている聖ナルモノ の伝達のゆえに、聖徒の交ワリとなり、ただ単に聞き手であるばかりでなく〔聖書を自 らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として、それに聞き教えられるという 聞き手であるばかりでなく〕」、「**言葉の行為者でもあるということが**〔すなわち、聖書 によって「宣教を義務づけられている」ものとして、聖書を自らの思惟と語りと行動に おける原理・規準・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方 で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への 愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という 連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける 「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す言葉の行為者でもあるということが〕、

彼らの手に委ねられ、委託されているという意味でも、聖ナルモノノ交ワリである」。

「神の権威は、まさに次のことの中でこそ、神的に尊厳な権威である」。それは、「専制君主的な権威とは何ら共通点を持たない」、「人間的な相手を絶滅してしまう」「天災地変的な大災害の威力ではなく、人間的な相手をただ単に承認するばかりでなく、かかるものとして成り立たしめる呼びかけ、命令、祝福の力である」。

**その「神の権威に聞き従うということ」は、**「神の権威によって無理強いされ、人間 としての自主性(神の権威に聞き従う「心からの」「選択と決断」)が押さえつけら れ、除去されるということを意味しない」。したがって、ここで「自主性」は、『福音 と律法』における、不信仰・無神性・真実の罪としての、神だけでなくわれわれ人間 も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もという意味でのそれではな い。「神に対する服従」は、「まさに……それが受動的であると同様また自発的であ り、ただ単に<無条件的な>服従であるばかりでなく、またまさにそのようなものと してこそ<心からの>服従〔神の権威に聞き従う<心からの>自発的服従〕であると **いうことの中で、<まことの服従>である**」。 言い換えれば、その「神に対する服従」 は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおけ る「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>――すなわ ち、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」としての客観的な「存在的 な必然性」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高挙され たイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出 来事」としての主観的な「認識的な必然性」を前提条件とした徹頭徹尾聖霊と同一で はないが聖霊によって更新された人間の理性性としての主観的な「認識的なラチオ 性」を包括した啓示の主観的可能性として客観的に存在しているそれ自身が聖霊の業 である「啓示されてあること」としての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリス ト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形 態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している聖書を自ら の思惟と語りと行動における原理・規準・標準として(聖書を媒介・反復することを 通して)、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、それに対す る「他律的服従」とそのことへの決断と態度という「自律的服従」との「全体性」 (「神の権威に対する……まことの服従」)において、それに聞き教えられることを 通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの 福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃 美」としての「隣人愛」(通俗的な意味でのそれではなく、純粋な教えとしてのキリス トの福音を内容とする福音の形式としての律法)という連関と循環において、イエ ス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公 同ノ教会」共同性を目指して行くという点にある。したがって、かつて日本基督教団 の信仰的宣言(「祈り」)は、説教だけでなく政治的実践もということで自ら法的政策

的な国家の言語の枠組みに飛び込み包摂されてしまって、「日本は、<多くの憲法学者 〔人間存在の総体性にとって一部分に過ぎない領域の知識人〕が憲法違反と指摘して ……いるにもかかわらず>、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、そのための安全 保障法案を国会で議決しようとしています」と述べていたのだが、その信仰的宣言 は、箸にも棒にもかからないものなのである。何故ならば、革命の過渡的課題と究極 的課題を明確に提起でき得ていないところでのそのような説教だけでなく政治的実践 もというその政治的実践における思惟と語りと行動は、その思惟と語りと行動におけ る原理・規準・標準を、ある特定の社会構成――支配構成を維持するために存在して いる支配としての国家の言語である人間存在の総体性にとって一部分にしか過ぎない 憲法や法律に、その憲法や法律の学者や法律家に置いているからである、それ故に逆 に言えば、多くの憲法学者や法律学者が憲法違反だ・法律違反だと指摘しない時に は、彼らの判断がたとえ間違っていても、彼らの判断に従うかあるいは知らぬ振りを するか、それ以外にないからである。それが、非宗教的な知識人であれ、宗教的知識 人であれ、誰であれ、戦前における知識人の敗北は、吉本隆明によれば、「国家の政 策を、知識人があらゆるこじつけを駆使して合理化し、それを大衆が知的に模倣し、 行動では国家以上に国家を推進し、支配に直通していく大衆の存在様式を把握できな かった」という点にあった、すなわち「庶民が出征時に町内会の見送りを受けてく家 >からでてゆくとき、元気で御奉公してまいりまと挨拶する紋切型の重たさの意味を 把握できなかった」という点にあった、換言すれば知識、思想、知識人の自立の根拠 を、知識、思想にとっての普遍的な価値基準としての時代と共に変容する社会的存在 の自然基底としての大衆の原像(知識、知識人の出自、起源である)に、それ故にそ の時々の時代と現実に強いられて変容して行く大衆像と大衆的問題を、自らの知識、 思想に繰り込むことができなかったという点にあった、「世界をトータルに把握でき る世界認識の方法を持つことができなかった」という点にあった。信仰・神学・教会 の宣教の問題に引き寄せて言えば、日本基督教団の「戦責告白」の問題点は、先ず以 て第一義的に最優先で告白すべき、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に おける聖書を媒介・反復するという仕方で、イエス・キリストをのみ主・頭とするイ エス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すことがで きなかったが故に、国家の戦争政策に過剰に加担したということを明確に告白しなか った点にあるのである。したがって、決して、説教だけでなく、政治的実践もという ことで政治的実践をなし得なかった点にあるのではない。もっと言えば、日本基督教 団は、その最初から、革命の過渡的課題と究極的課題を明確に提起でき得ていないに も拘らず、また「世界をトータルに把握できる世界認識の方法を持つことができてい ない」にも拘らず、どうして大多数の被支配としての一般大衆、一般民衆のための政 治的実践をなすことができるであろうか。

そのような訳で、「神の権威に聞き従うということ」は、啓示の主観的可能性として

客観的に存在しているそれ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」――すなわち、 「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に対する「逆転〔転倒〕不可能な服従関 係の性格と同時に、また〔神の権威に聞き従う「心からの」〕選択と決断の性格を持っ ている」。言い換えれば、それは、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)におけ る第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において客観的に存在し ている聖書に対する「他律的服従」とそのことへの「決断と態度」としての「自律的服 従」との全体性における「自主性」――すなわち、神の権威に聞き従う「心からの決断 と選択ということである」。したがって、それは、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩 序性)における「聖書の権威と自由を剥奪し、相対化し」、越権した、「服従関係の性格、 選択と決断の性格を意味していない」。したがって、「神に対する服従は……受動的であ ると同様にまた自発的であり、ただ単に無条件的な服従であるばかりでなく、……心か らの服従であるということの中で……まことの服従である」。したがってまた、「神の言 葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言葉である「聖書の自 由」に対する第三の形態の「教会の自由」は、「聖書の権威に対する必然的な、服従の 主観的規定である」。このような訳で、われわれは、「部分認識のままであり続ける」、 すなわちその一面だけを抽象し固定化し全体化し絶対化する、「部分を全体であるかの ように、体系化する神学的部分認識」が、「世界観的――政治的に硬直してしまった領 域の中にいるのではないかどうかよく注意しなければならない……」。何故ならば、「神 学的部分認識」は、「神学的真理としてのその性格と力を失ってしまうだけでなく、そ れがキリスト教的な認識の全体……として代表され、提示された時には、それは神の秘 義の中に基礎づけられたのではないところの、人間的なわがまま勝手さの中に基礎づけ られた一面性によって、啓示の真理の承認と勝利を妨げ、妨害することになる」からで ある。

第三の形態の神の言葉である「教会の成員として、〔限界づけられた、間接的・相対的・形式的な、教会的な〕権威〔人間的な教育的権威〕を承認し、尊重するということ」は、あの聖書を媒介・反復することを通して純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において「神を愛し返すこと、したがって……共に負うべき責任を、……進んで引き受けようとし、実際の責任を引き受ける用意ができていることを意味する」。「キリスト信者は、神の愛によって生かされ〔すなわち、「三位相互内在性」における「失われに単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方における三度別様の父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体によって生かされ〕、神を愛し返す実在の人間である。まさに屈服させられることによってこそ、身を起こし、身を起こされることによってこそ屈服させられる人間である」、「教会の中では単に支配するだけであるとか強制するだけということは

あり得ないがゆえに、教会の中に本当に支配することと強制することがあるのであり、 まさにそれだからこそ教会の中に〔限界づけられた、間接的・相対的・形式的な、教会 的な〕**権威**〔人間的な教育的権威〕**があり、その中に**〔限界づけられた、間接的・相対 的・形式的な、教会的な〕自由〔人間的な「自由な領域」において、「良心が存在すると ころ」において、あの他律的服従と自律的服従との全体性における神の権威に聞き従う 自由な「心からの」服従〕があるのである」。何故ならば、第二の形態の神の言葉は、 イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と 共に神性を賦与され装備された「預言者および使徒たちの最初の直接的な第一のイエ ス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」(「啓示ないし和解」の「概念の実在」、 「啓示のしるし」、聖書)のことであり、またそれは、イエス・キリストと共に、「直接 的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」――すなわち「権威」と、 「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」――すなわち「自 由」とによって賦与され装備された「権威と自由を持つところの聖書」のことであって、 それは、「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉として、第三の形態の 神の言葉であるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの教会の宣教お よびその一つの補助的機能としての神学の思惟と語りと行動における「原理」・「規準」・ 「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」・「基準」であり、第三の形態の神の言葉である イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの教会における「権威と自由」 は、あくまでも「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」― 一すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの 人間性」――すなわち「自由」とによって賦与され装備された「権威と自由を持ってい る聖書の権威と自由によって基礎づけられている」ところの、あくまでも「間接的・相 対的・形式的な権威と自由として、徹頭徹尾、聖書の権威と自由によって限界づけられ ている」からである。

そのような訳で、「今日的な福音主義的教会と神学……の生と課題」は、「教会の存在と務めにとって(聖書と宗教改革から見て)今日満足を与えることができないところの……新プロテスタント主義〔近代主義的プロテスタント主義的キリスト教、包括的に言えば自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教におけるキリスト教〕との対決にある」。「この新プロテスタント主義との対決においては、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を媒介・反復することを通した〕神学的権威および教会的権威の実在と概念を再発見することが全線にわたって重要な役割を演じている」。したがって、それとの対決のために、われわれは、「神は天にいまし、人間は地上にいるということ 〔すなわち、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという〈方式〉を堅持しなければならないということ〕、神は支配し給

い、人間は聞き従わなければならないということ〔すなわち、イエス・キリストにお ける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>に基づい て神語り給う故に、神語り給うことを聞かなければならないということ〕、〔人間の個 と現存性――類と歴史性の生誕から死までのすべてを見渡せることができる、それ故 に「この世の偽り、通俗の偽りを偽りと呼び、世俗的真理をも正直に受け取ることが できる」、それ故また包括的に言えば自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教が 「理念へと、有神論的形而上学へと、われわれに管理されるプログラムへと、鋭さを なくした十字架象徴論へと、イエス・キリストはたかだかく暗号>にすぎない神秘主 義へと変わって行く」ことが見渡せる「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起 源的な第一の形態の〕神の言葉は、人間に対する全体的な要求を意味しているという こと、これらの単純な真理に……もう一度全く新たに習熟することを学ばなければな らない」。したがってまた、「これらの単純な真理を認めようとしなかった神学的自由 主義の側からの抵抗を排除しなければならない」。神学的自由主義においては、「神的 権威〔と自由〕および教会的権威〔と自由〕を問うなどということは全然問題になら ず」、「(そこでは同様に権威と自由が問題である)〔世的な〕世界観的――政治的な対 決が、名目上自律していることになっている「自由な」理性の絶対主義に対して、(そ の新しい基礎づけおよび合法化を、……民族性の理念の中で見出したと考えた)人間 をからだと精神の両面からして支配する国家権力の絶対主義を対抗させてぶつけてい こうとする試みが企てられた」。このようなことは、宗教改革の時にもあったのであ り、それは、宗教改革を、「中世の文化に対する戦いの中で、ルネッサンス人文主義が 存在し、またそれぞれの民族の国王、君侯、自由都市が、神聖ローマ帝国の権力に逆 らい独立をかちとろうとした」「それら世俗的な運動のどれか一つの立場からして、肯 定し、支持し」、「それと共に確実に異なる〔権威と自由の〕火を宗教改革の祭壇に捧 げた」のである。このような訳で、「人は、今日……神学的——教会的革新が民族主義 的――権威的な時代の運動といっしょくたに見られ、その動機において民族主義的― ―権威的な時代の運動から導き出されたり、あるいは逆に神学的――教会的革新が、 民族主義的――権威的な時代の運動の宗教的起源とみなされたり、あるいは両者に共 通な何らかの根にまで原因が遡られることがあるということを考慮に入れなければな らない」。第三の形態の神の言葉である教会およびその宣教における一つの補助的機能 としての神学が、歴史的現存性の不可避性のただ中に投げ入れられ、それぞれの時 代、それぞれの世紀において、その時代と現実に強いられて現存している限り、「教会 および神学の中で、「聖書的に」正しい権威に味方し、自由の濫用に反対しつつ語られ ることができ、語られなければならないすべての言葉」は、「もしもそれが同じような 響きをたてている時代の運動のスローガンとたとえほんの少しでも関連づけられるな らば、明らかに直ちに根本的に間違った仕方で意図され、根本的に間違った意味で理 解され得るのである」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会および神学は、

自らを啓示および聖書と「等置し同一視しないで」、イエス・キリスト自身に根拠づけ られた「聖書の権威と自由を剥奪し、聖書の権威と自由を相対化したりしないで」、啓 示の主観的可能性として客観的に存在しているそれ自身が聖霊の業である「啓示され てあること | ――すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起 源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に連帯し連続し、第二の形態 の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して、イエス・キリストをのみ主・ 頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指 して、「キリスト教に固有な」類の時間累積をなして行かなければならないのである。 したがって、「われわれは、そのような世俗的な権威の宣言からは、ちょうど世俗的な 自由主義の新しい宣言から何も期待していないのと同じように、何も期待しないので ある」。したがってまた、「われわれは、ことによるとそこから与えられるであろうす べての賛同や助力に対して断固として拒否する」、「われわれは、〔そのような〕議論と 情熱を、何ら用いない……」、「われわれは、〔聖書を媒介・反復することを通した〕教 会的な議論と情熱を、あのような議論と情熱の武器として提供することを、全くしな い……」。何故ならば、第三の形態の神の言葉である教会は、第一の形態の神の言葉で あるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序 性)における第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現 存している聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として、「人間 が神に聞くというこの一事によって――神が人間に語り給うゆえに聞き、神が人間に 語り給うことを聞くというこの一事によって、基礎づけられ、支えられているのであ る。(中略)このことが起こるところ、そこではたとえ二人三人の集まりであって も、またこの二人三人が決して選り抜きの人でなくても、また高い水準にさえ達して いなくても、またむしろ人間の屑に属する者であるようなことがあっても、教会は存 在する」、それ故にそうでない時には「どのような大群衆をその中に擁し、どのよう に優れた個人をその中に擁していても教会は存在しない。またそれが、もっとも豊か な生命を示し、国家と社会において、どのように尊敬されようとも教会は存在しな い」からである(『啓示・教会・神学』)。

「今日、決定的な国家哲学が……一七八九年〔フランス革命〕と一八四八年〔ウィーン体制の崩壊〕の精神の中で、またマルクス主義の中で、人類の敵と戦わなければならないという意見……である時、その点でそれは正しいかもしれないし、正しくないかもしれない。しかし、〔人間の個と現存性——類と歴史性の生誕から死までのすべてを見渡せることができる、それ故に「この世の偽り、通俗の偽りを偽りと呼び、世俗的真理をも正直に受け取ることができる」、聖書におけるキリストにあっての〕福音が、偽りの自由についての教説と相対して立っている対立は、いずれにしてもそのような対立ではないのである」。「聖書においては」、「問題に満ちた非本来的な失われたわれわれの〔世・〕時間」は、「まことの過去」と「まことの未来」を包括した「まこ

との現在」である「キリスト復活四○日(使徒行伝一・三)の福音」としての「実在 の時間である〔その死と復活の出来事における〕イエス・キリストの啓示の時間」、 「実在の成就された〔新しい世・〕時間」から「否定された〔世・〕時間」、「否定的 判決を受けた〔世・〕時間」、「古い〔世・〕時間」である。したがって、その最初か ら、イエス・キリストにおける「福音の側から、福音を通して……近代的な国家哲学 も攻撃され否定されているのである」、近代的な資本主義国家、近代主義国家、擬制民 主主義に過ぎない民主主義を標榜する三権分立の民主義国家、自由主義国家、法の支 配の下での法による行政に基づく政治的近代国家、民族国家も、攻撃され否定されて いるのである。イエス・キリストにおける福音と、法的政治的近代国家における「自 由、公平、正義とを同一化することはできない」。したがって、第三の形態の神の言葉 である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学は、「世界の救いを何かあ る国家的、政治的、経済的または道徳的な諸原理や理念や体制の内に求めようとしな いで、私たちの主であり、救い主であるイエス・キリストを、いっさいのものにまさ って恐れ、かつ、愛すること、神を、大きな問題においても、小さな問題において も、彼がかってあり、いまあり、やがてあり給う権威のままに肯定し、是認するこ と、私たちの個人的、社会的生活を敢えて律して、すべての善きものを神から、神か らすべての善きものを期待するべきである」(『共産主義世界における福音の宣教 ハ ーメルとバルト』)。第三の形態の神の言葉である「教会の正当性、背水の陣、潔白の 良心は……教会が党派的にならず、世俗的な対立に相対して、福音の優位性を保つと **いうこと……を通して条件づけられている**」。したがって、それは、先ず第一義的に最 優先して、聖書を媒介・反復するという仕方で、イエス・キリストをのみ主・頭とす るイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すこと ができなかったが故に、国家の戦争政策に過剰に加担したということを明確に告白す ることなく、全く短絡的に、それを疎外したこちら側の本来的な価値としての現実的 な人間の<個体性>に第一義性・価値性を置くのではなく、疎外(外化)されたあち ら側の観念の<共同性>を本質とする国家の側に第一義性・価値性を移行させて、国 家主義的に「まさに国を愛する故にこそ、キリスト者の良心的判断によって、祖国の 歩みに対し正しい判断をなすべきでありました」という日本基督教団の「戦責告白」 にあるのではない、また説教だけでなく政治的実践もということで自ら法的政策的な 国家の言語の枠組みに飛び込み包摂されてしまって、「日本は、<多くの憲法学者〔知 識人〕が憲法違反と指摘して……いるにもかかわらず>、集団的自衛権の行使容認を 閣議決定し、そのための安全保障法案を国会で議決しようとしています」というよう な日本基督教団の信仰的宣言(「祈り」)にあるのでもない。したがってまた、「教会の 正当な戦い」は、「新プロテスタント主義との戦いであれ」、観念の共同性を本質とす る法的政治的近代国家との戦いであれ、「一面的に、ある世俗的『権威に味方して』の 戦いとはならない」。「宗教改革は、それが一般的な対立、すなわち教皇、スコラ哲

学、中世に対する対立をそのまま自分の立場にし、その対立を利用したところでは、 換言すれば、自分自身を一面的にこの対立の中で理解し、表現していったところで は、到るところ霊的に役に立たないものとなり、途方にくれ、到るところ緩和な、あ るいは粗野な熱狂主義になってしまった……」。したがって、われわれは、徹頭徹尾神 の側の真実としてのみある主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16 等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」(「イエス・キリスト<が>信ず る信仰」)による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、すなわち「神の義、神の子 の義、神自身の義」そのもの、それ故に成就・完了された個体的自己としての全人 間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済(この包括的な救済概念は平 和の概念と同一である)そのものであるイエス・キリストにおける「死と復活の出来 事」、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であ る「ただイエス・キリストの名だけ」――この「一つの事柄に仕えなければならない のであって、ひとつの党派〔教派、学派、思想傾向、「同時代の人たちの思考の前 提」、「そこから形成された理解の規準」、社会構成――支配構成、結局は「(すべての <主義>のように)絶対主義である平和<主義>」、結局は党派主義に過ぎない多元< 主義>、共生<主義>、それが<良きもの>であれ<悪しきもの>であれ自然史の一 部である人類史の自然的過程における自然史的必然としての自然史的成果を否定しよ うとするところの例えばその最後的形態は天然自然主義に行き着くエコロジー等々〕 に仕えなければならないことはない……、一つの事柄に対して自分の立場を区別しな ければならないのであって、別な一つの党派に対して自分の立場を区別しなければな らないわけではない」。

ミシェル・フーコーは、「時代を画する哲学者は一人もいない」西欧の危機、「西欧哲学の危機」、「西欧思想の危機」、「革命という西欧的概念の危機」、「人間、社会という西欧概念の危機」という西欧における「西欧の危機の問題」を明確に提起した。また、吉本隆明は、「現在の日本では骨肉にまで受け入れた西欧近代というものの部分で西欧とおなじ危機に陥っています〔何故ならば、現存する西欧的段階は、人類史の尖端性として世界普遍を獲得しているからである〕。その一方で、〔アジアの一地域の島国の日本は、〕西欧的にいえばアジア的という概念で括られる思想的伝統、習慣、風俗、社会構成、文化〔人類史におけるアジア的日本的特殊性の問題〕を引きずっています。そうすると、現在日本のもっている危機の意味あいは二重になってきます」という日本における二重の問題、「西欧的危機の問題」と「アジア的日本的特殊性の問題」とを明確に提起している。これら両者の問題意識は、客観的な正当性と妥当性とを持った現在の問題、現在を止揚すべき問題としてあるそれである。その問題を明確に提起できないまま、ヘーゲルとバルトを混合させた神学者(宗教哲学者)のエーバーハルト・ユンゲルは、恣意的独断的に、「イエス・キリストにおいて神によって和解せしめられた世界には、……神の取り扱いを受けないような世俗性な

ど全く存在しないというバルトの神学的立場」は、「近代的な自由および自律の意識 の加工処理、近代的自律の神学的加工処理を認めている」として、その神学的加工処 理によって、神学的に「未完の近代の完成」を空想しているのである。このユンゲル の主張は、「脱中心化された公共的意識」(価値意識、価値観の多様化による共同体 の統括力の衰退)により百人百様の分裂と動態化を惹起させた「西欧社会」の中で、 近代主義的法概念の再構成によって、法制的な共同体の統括力の回復を試みようとし た、そのために憲法を法制的中枢とする法体系の中での、生得的に有する自然権であ る「自由と平等」(自己意識の対自性、理性としての個人の主体的な関わり方)と、 「国民主権」(自己意識の対他性、意思における普遍妥当的な相互承認と相互制約に よる共同性)との内的連関づけ、すなわち「討議によって産出されるコミュニケーシ ョン的権力を目指す」ことによって「近代の未完のプロジェクトの完成」を目指した 社会学者ユンゲル・ハーバーマスの「人間学の後追い知識」でしかないと言うことが できる(『事実性と妥当性』)、包括的に言えば自然神学の段階にあるものに過ぎな い、ちょうど包括的に言えば自然神学の段階で停滞と循環を繰り返す神学者のエミー ル・ブルンナーが、西欧近代を意識して、「理性的思惟の絶対化、理性万能の妄想と 理性の孤立の中で」、「神的汝をあこがれ求めている理性を解放する」ことを神学的 課題として、「神的汝をあこがれ求めている」ところの「自信過剰」のただ<半減> されただけの「近代的精神による」新たな神との「共働者」関係〔神人協力説〕の構 築を目指したように。

第三の形態の神の言葉である「**教会の間接的・相対的・形式的な権威**〔人間的な教 育的権威〕と自由〔人間的な自由——聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・ 規準・標準とする他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体 性」〕」は、第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存 している「聖書の直接的な、絶対的な、内容的な権威と自由よって基礎づけられてい るし、限界づけられている」のであるから、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序 性)に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である**聖書を媒介・** 反復することを通して、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返 し、聖書への他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性にお いて、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、 聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して「キリスト教に固有な」類の時間累積をなし て行くところにある。言い換えれば、そこに、「神学的権威および教会的権威の実在と 概念はある」。「神の啓示は、言葉にあっての神の啓示である〔啓示の客観的側面、客 観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」、客観的な「存在的な必然性」〕と **同時に、また霊を通しての神の啓示**〔啓示の主観的側面、「啓示の出来事」の中での主 観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」、主観的 な「認識的な必然性」〕**である」から**〔「言葉を与える主は、同時に信仰を与える主で

ある」から〕、第三の形態の神の言葉である「教会と神学において」、「言葉にあっての神の啓示ということからその神の啓示に対するいかなるく主観主義の体系というものが不可能>であるように」、「霊を通しての神の啓示ということからその神の啓示に対するいかなるく客観主義の体系というものも不可能>である」。信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」(「啓示と信仰の出来事」)に基づいてのみ可能である。このような訳で、「ここでも、あそこでも、ただ神の意志だけが問題である」。すなわち、「人間的な自由な概念に対して神的な権威が対置されている」。このことは、「すべての人間的な権威概念が神の自由を通して限界づけられていることを指し示している」。

「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とす る「一神」・「一人の同一なる神」・「**三位一体の神」が**、その「外に向かって」の外在 的な「失われない差異性」の中での第二の存在の仕方であるイエス・キリストにおけ る「その啓示の中で、み子であられるのと同様に聖霊であり給うように」(ここで聖霊 は、神的愛に基づく父と子の交わりの中で、「父は子の父、言葉の語り手〔「啓示 者」〕であり、子は父の子、語り手の言葉〔「啓示」〕であるところの「行為」・ 「働き」・「業」・「啓示されてあること」である)、イエス・キリスト自身によって 直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性も賦与され装備され た預言者および使徒たちのその最初の直接的な第一の「イエス・キリストについての 「言葉、証言、宣教、説教」としての、「啓示との<間接的同一性>」において客観的 に存在している「聖書の中での神の言葉は、……言葉であるのと同様に霊である」。 「直接的な、絶対的な、内容的な権威としてのみ子〔客観的な「存在的な必然性」〕が ただ霊〔主観的な「認識的な必然性」〕を通してだけ〔神のその都度の自由な恵みの神 的決断による「啓示と信仰の出来事」を通してだけ〕、**啓示されるようになることがで** きるように、権威は必然的に自由を通して、自由は必然的に権威を通して、解釈され なければならない……」。したがって、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性) における第三の形態の神の言葉である「教会における権威〔人間的な教育的権威〕と 自由〔人間的な自由――聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準と する他律的服従とそのことへの決断と熊度という自律的服従との全体性〕」は、「神の 言葉の賓辞として存在することができるだけである」。したがって、それは、「主辞か ら照らし出される……照らし出しの中でだけ、理解することができる」。

そのような訳で、「われわれは〔その一面だけを抽象し固定化し全体化し絶対化して〕

自由を念頭に置いて、すなわち権威について語るよりも自由について語る方がよりプロ テスタント的なことであると主張して」、「自由の原理を、カトリック主義に対するプロ テスタント的な答えであるとすることに対しては、ローマ・カトリック主義に対してと 同じように、十分に用心しなければならない」。何故ならば、その時には、党派的なプ ロテスタントの側からする「民衆扇動的な護教論に対しては、ローマ・カトリックの側 から、そうした宗教改革の教会は自由の原理を軽率に肯定することによって堕落して異 端化し、宗派になってしまわざるをえなかった」という自然神学の段階で停滞と循環を 繰り返す党派主義的な議論しか起こらないからである。したがって、「**人は、近代主義** 的プロテスタント主義における、宗教改革者たちの関心は最後的な根底においては、教 会の正しい考察と判断を行い得る根拠を人間各個人の良心と理性に置くことであり」、 それ故に「宗教改革者たちは敬虔主義、啓蒙主義、観念論の先駆者であったという扇動 的な言い方に対しては、十分に用心しなければならない」。何故ならば、「厳格な意味で の宗教改革者たち」は、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における「神的 な権威……教会的な権威〔聖書を媒介・反復することを通した人間的な教育的権威〕で はないところのすべての権威に対して、すべてのものの自由な主人であり、何ものにも 隷属しないキリスト者の自由を宣べ伝えたことは、本当のことだからである」。その証 拠に、「ルターは、後代のすべての自由主義……の起源にまで遡ることができる……熱 狂主義……の中に教皇主義の中で見て取ったのと同じ宿敵を見て取っていた」。と同時 に、「キリスト者の自由におけるキリスト者は、〔「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩 序性)に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・ 反復することを通して、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を 尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」として の「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・ キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すという仕方で、〕 すべてのものの下僕であり、すべてのものに隷属しているということを認識している」。 したがって、「キリスト者ノ自由」は、「直接に、排他独占的に神と結びつけられた魂の ·····内的な独立性ではない」。全く人間的な「教皇無謬性」としての「ローマ・カトリ ック主義は、〔起源的な第一の形態の〕**神の言葉の権威に対する反逆であり**、〔第二の形 態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している〕**聖書正典に 対する反逆であり、また**〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準と した第三の形態の神の言葉である〕 **教父およびすべてのまことの信仰告白**〔および教義 Credo] に対する反逆である……」。この事態は、「カトリック主義が人間的な恣意に対 して」、「存在の類比の適用によって、自分が適当と思うところに従って勝手に神の言葉 と関わって行く新しい場所と新しい形式を造り出すことによって、惹き起こされたこと である」。

そのような訳で、われわれは、近代主義的プロテスタント主義的キリスト教の信仰・

神学・教会の宣教を目指す者たちのように、「宗教改革者たちは近代的な自由の……父 祖〔起源〕であったとほめそやすことできない」。実際的にも、「宗教改革の教会はその 起源において、その本質において」、「自由な人間的個人を万物の標準とはしていない」。 「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守す るという<方式>を堅持しないで、「教会と啓示の単一性についての教説」(教会を啓示 と等置し同一視する教説)に基づいて、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性) における聖書の権威に根拠づけられ限界づけられた「**教会的な権威についての見方を破** 壊してしまった……カトリック主義に対して」、また「自由な人間的個人を標準とする 近代主義的プロテスタント主義に対して」、「宗教改革的な教会」は、「聖書の主題であ り、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという<方式> を堅持し、教会を啓示と等置し同一視することはしないで、第二の形態の神の言葉であ る聖書の権威に根拠づけられ限界づけられた第三の形態の神の言葉である「**教会的な権** 威を擁護し、それから初めて、教会的な自由を擁護しなければならない」。「ローマ・カ トリック主義の教皇主義」と同類の「新プロテスタント主義の父であった……熱狂主義 者や人文主義者たちを相手に戦ったところの、宗教改革者たちにとって」は、「教会に おける権威と自由」は、あくまでも「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリスト のまことの神性」――すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キ リストのまことの人間性」――すなわち「自由」とによって賦与され装備された「権威 と自由を持っている聖書の権威と自由に基礎づけられている」ところの、あくまでも「間 接的・相対的・形式的な権威と自由として、徹頭徹尾、限界づけられている」それであ るから、その聖書の権威と自由に根拠づけられ限界づけられているところの、「教会的 な間接的・相対的・形式的な信仰告白の権威〔人間的な教育的権威〕と自由」が、肝要 な事柄であった。ここに、「自由な人間的個人を万物の標準とする新プロテスタント主 義〔近代主義的プロテスタント主義的キリスト教〕が自分では持っていると思っている が実際には持っていないところの**まさに教会の中での自由がある**」、ここに、「**勝利に満 ちた真理、キリスト者の自由についての使信がある**」。したがって、「エラスムスやカー ルシュタット、あるいは後にはセルヴェトスやセバスチャン・フランクのような人が、 キリスト者のまことの自由について、自分と結びつけて深刻に受けとってとっているの をわれわれがみるあの悲劇的なこと、さらに後に新プロテスタント主義全体の中で、人 間が自らの本質と体験の深みを最後的実在および最高の律法として真剣に受けとった あのしかつめらしい態度」は、「神の子供たちの福音的な、まことの自由と何の関わり もない」。「絶対化された権威〔権威主義〕と絶対化された自由原理〔自由主義〕」は、 その「権威原理において同根である」。これらローマ・カトリック主義と新プロテスタ ント主義、包括的に言えば自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教においては、「い かなるまことの権威もないのと同様に、いかなるまことの自由もなく、ただわがまま勝 手な傲慢と同じようにわがまま勝手な絶望の間であちこち動と反動の動きを繰り返す

だけである」。このような訳で、「福音主義的教会」と、「ローマ・カトック主義的教会」 および「近代主義的プロテスタント主義的教会」との「対話の再開と唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会を望み見る共通の展望にまでくることができる」のは、「神の言葉の三形態」 の関係と構造(秩序性)に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くという点にある。

われわれは、第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現 存している「聖書の権威と自由に基礎づけられ限界づけられた〔第三の形態の神の言葉 である〕教会の中での自由」、「換言すれば、〔起源的な第一の形態の〕神の言葉の自由 と取り組まなければならない」。第三の形態の神の言葉である「**まことの教会の中には**」、 「直接的な、絶対的な、内容的な権威および自由」である起源的な第一の形態の神の言 **葉であるイエス・キリスト自身によって賦与され装備された**第二の形態の神の言葉であ る「啓示との<間接的同一性>」において現存している「**聖書の権威と自由から贈り与** えられた、……命じられた……、必然的な、間接的・相対的・形式的な神の言葉の下で の〔教会的な〕**権威**〔人間的な教育的権威〕と**同様に、神の言葉の下での**〔教会的な〕 **自由が存在するということを**[人間的な自由——聖書を自らの思惟と語りと行動におけ る原理・規準・標準とする他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との 全体性における自由が存在するということを〕……**よく理解せよ**」。したがって、前述 したように、起源的な第一の形態の「神の言葉が権威と自由を自分自身の中に持ってお り」、それ故に「自分自身を通して行使するゆえに」、「神の言葉の三形態」の関係と構 造(秩序性)に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を 媒介・反復することを通して、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリスト の活ける「唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会」を目指して「キリスト教に固有な」類の時間 累積の責任を果たすところの、起源的な第一の形態の「神の言葉が聞かれるところのま ことの教会の中に」、それぞれの時代におけるそれぞれの時代と現実に強いられた「キ リスト教に固有な」「類〔聖書を媒介・反復することを通した<世代的な信仰告白的お よび教義学的成果>〕が類〔先行する<世代的な信仰告白的および教義学的成果>〕を 呼び出すことによって、間接的・相対的・形式的な、教会的な権威〔人間的な教育的権 威〕および自由〔人間的な自由〕は存在する」。 したがってまた、「**教会的な権威**〔人間 的な教育的権威、聖書を媒介・反復することを通した「命令、標準、指導、導き」〕およ び自由〔人間的な自由、他律的服従と自律的服従との全体性において、聖書を媒介・反 復することを通して、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける 「唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会」を目指して行く「選びと決断、……決心と規定」、決 断と態度〕」は、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神 の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言葉である「啓示

との<間接的同一性>」において現存している聖書における起源的な第一の形態の「神の言葉を離れた権威および自由ではなく、言葉なしの、言葉に逆らう自由ではなくて」、

「ただ言葉の下での権威および自由でだけあることができる」。このような訳で、第三 の形態の神の言葉である教会の「彼らの中で、彼らのために、神の言葉はその自由を持 っている」とは、キリスト復活から復活されたキリストの再臨(終末、「完成」)までの 聖霊の時代において、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性 を内在的本質とする三位一体の神の根源・起源としての父を根源・起源とする子として の「永遠のロゴスそのもの」、「具体的に肉となった神の言葉〔その内在的本質である神 性の受肉ではなく、その第二の存在の仕方における言葉の受肉としての神の言葉〕」、「主 辞としての」「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とするところの「まこと の神にして」、「賓辞としての」「ナザレのイエスという人間の歴史的形態〔イエス・キ リストの<名>〕」、人間的性質を持った」ところの「まことの人間」――このイエス・ キリストによって直接的に唯一回的特別に召され任命された預言者および使徒たちの その最初の直接的な第一の「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」、 「啓示ない和解」の「概念の実在」、「その書物性の中で同時に霊であり、生命である… …運動としての聖書 [起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動としての 聖書〕」、「人間によって信じられ、証しされた神の言葉」――この聖書的啓示証言にお ける客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中 での主観的側面としてのキリストの霊である「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に 基づいて、終末論的限界の下で、信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人 間的主観に実現された神の恵みの出来事を授与することができるということである。

「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して、起源的な第一の形態の「神の言葉が人間によって信じられ、証しされるところ、そこではそれらの人間はただ単に神の言葉の支配の下に置かれ、神の言葉に服従するだけでなく、同時に、それらの人間は、神の言葉の支配の下に置かれ、神の言葉に服従することによって、また神の言葉の自由にあずかる」。その時、第三の形態の神の言葉である「教会は、最初の者として、「起源的な第一の形態の〕神の言葉を信じ、証しした預言者および使徒たち」一一すなわち、「神の言葉に従い、服従したことによって、神の言葉の自由にあずかるようになった〔第二の形態の神の言葉である〕預言者および使徒たちの系列に属している「「キリスト教に固有な」類と歴史性の系列に属している」」と同時に、それ故に「(神の言葉そのものに固有な)直接的、絶対的、内容的な自由を持った神ご自身の言葉の担い手としての〔その第二の形態の神の言葉である〕預言者および使徒、聖書の言葉の自由に支配されている」。このような訳で、「われわれは、先ず第一に」、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における起源的な第一の形態の神の言葉である「イエス・キリストに対する〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」におい

て客観的に存在している〕 預言者と使徒たちの関係」は、「逆転不可能な服従関係の性 格と同時に、また選択と決断の性格を持っていると主張する」。したがって、それは、 「わがまま勝手な」恣意的独断的な人間の自主性・自己主張に基づいた「服従関係の性 格、選択と決断の性格を持っていないと主張する」。その関係性は、その「関係……の 中」で、「イエス・キリストもこれらの人間の中に真に向かい合う相手を持ち給い、そ の中でこれらの人間はイエス・キリストに相対して責任を持ったし、その中でイエス・ キリストは、彼らが彼に対し自分の信仰を捧げ、証言をなしたことによって、彼らによ って選ばれ、その中で彼らはイエス・キリストに向かって決断した関係……であった」 というそれである。このような訳で、第三の形態の神の言葉である教会のわれわれにお いては、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体 性における「服従こそが、自由である」、また教会における服従に根拠づけられた自由 は、「ただイエス・キリストの優越した自由に基づいてだけ、出来事として起こった自 由として」、「使徒と預言者たちの自由と服従の在り方に対する連帯と反復にある」。イ エス・キリストによって直接的に唯一回的特別に召され任命された 「**預言者および使徒** たちと主なるイエス・キリストとの関係」は、「啓示そのものが一回的であるのと同じ ように、一回的な関係である」から、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に おける第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通した「間接的な〔第 三の形態の神の言葉である〕教会・その成員の現実存在」は、「直接的な最初の第一の 〔第二の形態の神の言葉である〕預言者および使徒たちの現実存在を意味しない」。第 二の形態の神の言葉である「預言者と使徒たち……と〔起源的な第一の形態の神の言葉 である〕イエス・キリストとの出会いの直接性における直接的、絶対的、内容的な自由、 イエスの弟子たちがキリストの後に従う随従は、唯一回的特別なそれであるから、繰り **返され得ないものである**」。「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二 の形態の神の言葉である聖書における「預言者および使徒たちの信仰と証言の自由の中 で、彼らが、〔「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言 葉である〕イエス・キリストご自身の自由を<模写的>に証しすることによって、同時 に彼らの言葉を通して基礎づけられた〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・ 規準・標準とした第三の形態の神の言葉である〕教会の中で、預言者および使徒たちは、 人間的な信仰と人間的な証言が含みを持っているすべての自由を<原像的>に証しす る証人である」。

われわれが、第三の形態の神の言葉である「教会の中での権威〔聖書を媒介・反復することを通した人間的な教育的権威〕について語るだけでなく、教会の中での自由〔人間的な自由——聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度〕についても語らなければならないということ」は、教会が「わがまま勝手に」恣意的独断的に「第二の原理〔無謬性としての教皇、教会と啓示との等置および同一視、人間学的な哲学原理・認識論・世界観、人間の感覚や知識を内容とする経験的普遍等〕を聖書と並べて構成し、

聖書と並ぶその第二の声に対してもまた聴従を要求するということを意味しているの ではない」。**それは**、第三の形態の神の言葉である「**教会の中で聞かれるべき唯一の聖 書が、権威の原理および声**〔教会の宣教の思惟と語りと行動における原理・規準・標準〕 として聞かれるべきであるのと同様に、また自由の原理および声〔聖書に対する他律的 服従とそのことへの決断と態度との全体性]としても聞かれるべきであるということを **意味している**」。何故ならば、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまこ との神性」――すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリスト のまことの人間性」――すなわち「自由」とによって賦与され装備された「直接的な、 絶対的な、内容的な権威と自由を持つところの聖書」は、「教会に宣教を義務づけてい る」第二の形態の神の言葉として、イエス・キリストと共に、第三の形態の神の言葉で あるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの教会の宣教の思惟と語り と行動における「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」・「基準」であ り、第三の形態の神の言葉であるイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリス トの「教会の権威と自由」は、イエス・キリストの神性(権威)と人間性(自由)とに よって賦与され装備された「直接的な、絶対的な、内容的な権威と自由を持っている聖 書の権威と自由に基礎づけられている」ところの、またその「聖書の権威と自由に限界 づけられている」ところの、あくまでも「間接的・相対的・形式的な権威と自由である」 であるからである、また徹頭徹尾第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一 性>」において現存している「聖書は、事実……分けられない仕方で両方のもの」―― すなわち、「〔起源的な第一の形態の〕神の言葉として権威を、また「〔起源的な第一の 形態の〕神の言葉についての人間的な証言として自由を持っており」、「その時、自由も また下から、聖書的人間の人間性から、由来しておらず、……権威の場合と同様、上か ら(それを通してこれら人間が信仰および証言へと呼びさまされた)〔起源的な第一の 形態の〕神の言葉から、由来している」からである。第二の形態の神の言葉である「預 言者および使徒たち」は、「[起源的な第一の形態の]神の言葉を証ししているがゆえに、 彼らは権威を与えられ、権威を持って装備されているのであり、彼らはそのことを人間 としてなすべきであるがゆえに、直接的な最初の第一の聖書的証人の彼らは自由を与え られて、自由を持って装備されている」のである。したがって、第三の形態の神の言葉 である「教会」は、第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」におい て現存している聖書を媒介・反復することを通して、イエス・キリストをのみ主・頭と するイエス・キリストの活ける「唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会」を目指して「キリスト 教に固有な」類の時間累積の責任を果たして行く他律的服従と自律的服従との全体性と しての「服従の選択と決断をする時」、「間接的・相対的・形式的な権威と共に、自由を 与えられるのである」。何故ならば、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自 身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神 の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現存している「**その書物性の中で** 

同時に霊であり、生命である……運動を持っている聖書そのもの」が、「事実」、「神の 言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に連帯し連続し、その秩序性における第二の形 態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通して、イエス・キリストをのみ主・ 頭とするイエス・キリストの活ける「唯一ノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す第 三の形態の神の言葉である「教会によって、教会の中で、ただそのようなものとして実 際に聞かれ、取り上げられることができるだけであるところの、生きて行動する存在、 **自分から語って来る主体である**」からである。このことは、第三の形態の神の言葉であ る「教会が、〔第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において現 存している〕聖書の中で生起している神の言葉の運動に屈服し、従うということ、それ と共にわれわれ自身が動かされ、自分自身の信仰および証言の中で運動の中に引き入れ られるということである」。啓示の主観的可能性として客観的に存在している、三位一 体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の出来事であるそれ自身が聖霊の業で ある「啓示されてあること」――すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリ スト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形 態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において客観的に存在している「聖 **書は、**「起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストにおける「啓示の出来 事」が、「啓示自身が持っている啓示固有な自己証明能力」の<総体的構造>における、 神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示 の出来事」と、その「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である 「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて信仰の認識としての神認識、啓示認 識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事を生起させることができるよ うに、換言すれば<客観的な>「言葉を与える主は」、<主観的な>「信仰を与える主 である」ように〕その書物性の中で同時に霊であり、生命である……運動である」とは、 その「概念の包括的な、より深い意味で、働き給う神ご自身の霊であり、生命であると いうことである」。

信仰としての思惟と語りにおいてではないが、「安っぽい無神論」等とは全く違った水準において、言葉の専門家として太宰治が、『正義と微笑』で、「聖書を読みたくなって来た。こんな、たまらなく、いらいらしている時には、聖書に限るようである。他の本が、みな無味乾燥でひとつも頭にはいって来ない時でも、聖書の言葉だけは、胸にひびく。本当に、たいしたものだ」と書いた時、また言葉と思想の専門家として吉本隆明が、『<非知>へ――〈信〉の構造 対話編「吉本× 末次 滝沢克己をめぐって」』で、「……〈奇跡〉(中略)たとえば、お前は癒された、立てといったら癩患者が立ち上がった……。これは自分流の言葉〔詩、文芸批評、思想の言葉〕でいえば、比喩なんです。比喩の言葉というのは、あるばあいにはストレートな真実の言葉よりもっと真実を語るということがありうるわけで、これを実在論に還元してしまうと、田川健三はそうだとおもいますが、こんなのでたらめじゃないか、こういういい

かげんなことを書いてる本だという以外にないわけです。しかし、**言葉としての聖書というのは、〈信仰の書〉として読んでも、〈文学書〉として読んでも、あるいは〈思想の書〉として読んでも、どんな読み方をしょうと人間をのめり込ませる力がある**とすれば、これは叡知じゃないとこういうことは言えないという言葉が、そのなかに散らばっているからです。たとえばイエスが、『鶏が鳴く前に三度私を否むだろう』と言うと、ペテロはそのとおりなっちゃったみたいなエピソードをとっても、人間の〈悪〉というのが徹底的にわかっていないとだめだし、心というのがわかっていないとだめだし、同時にこれはすごい言葉なんだというのがなければ、やっぱり感ずるということはないとおもうんです」と述べた時、いずれにしても聖書は、「〈信仰の書〉として読んでも、〈文学書〉として読んでも、あるいは〈思想の書〉として読んでも、どんな読み方をしょうと」、その言葉自身に、「人間をのめり込ませる力」を賦与され装備されているということは、確かに言えるのである。